平成２９年（フ）第９９７号
千葉県船橋市印内町571番地２レクセルプラザ西船橋1010号
破産者　有限会社プラム
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８８号
千葉市緑区おゆみ野１丁目９番地１、住民票上の住所千葉市稲毛区千草台２丁目２番26棟303号
破産者　齊藤　美和
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９１号
千葉県市原市ちはら台南２－９－２　田窪方、住民票上の住所横浜市栄区公田町198番地20　サンテラス長沼Ｃ号
破産者　末光　紀之
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９２号
千葉県市原市ちはら台南２－９－２　田窪方、住民票上の住所横浜市栄区公田町198番地20　サンテラス長沼Ｃ号
破産者　末光ひろ子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
長野県茅野市ちの3502番地１
破産者　有限会社ソルシェールアキコ
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２５４号
三重県いなべ市北勢町阿下喜729番地
破産者　株式会社ホクセイスーパー
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
三重県いなべ市北勢町阿下喜2757番地
破産者　山元　雅也
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３９１号
徳島県徳島市仲之町１丁目21番地の５
破産者　フレンドシップ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４７４号
兵庫県姫路市城北本町10番21－308号　セントポーリア、従前の住所兵庫県姫路市夢前町又坂79番地３
破産者　名村　敏男
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３９３号
福岡市中央区天神４－７－11クレアビル４Ｆ
破産者　サンハウジング株式会社
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４号
青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田３丁目１番地１
破産者　つがる管財株式会社（旧商号株式会社中村醸造元）
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１４号
島根県江津市有福温泉町530番地７
破産者　有福振興株式会社
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第４１４号
岡山県倉敷市児島柳田町871番地２
破産者　株式会社新田
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１５号
岡山県倉敷市児島柳田町871番地２
破産者　新田　康弘
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９号
大分市徳島３丁目18番８号（美美荘206）
破産者　甲斐　晴美
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第９８９号
埼玉県新座市栄２丁目７番30号ガーデンフレアＢ106号室、破産手続開始時の住所埼玉県新座市馬場４丁目７番23号
破産者　髙木　俊郎
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４７号
埼玉県戸田市氷川町２丁目11番17－101号、旧住所埼玉県戸田市氷川町２丁目11番18号
破産者　戸島　将平
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７２号
埼玉県鴻巣市袋920番地16、旧住所さいたま市大宮区宮町５丁目65番地　メゾンエフ201号室
破産者　久世　健人
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０５号
埼玉県蕨市北町１丁目20番18号　Ｋ＆Ａハイツ206号
破産者　横山　拓実
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係